

日本映画制作適正化認定制度に関する協約

【一般社団法人日本映画製作者連盟】（以下「甲」という）と、【協同組合日本映画製作者協会】（以下「乙」という）と、【協同組合日本映画監督協会】、【協同組合日本映画撮影監督協会】、【協同組合日本映画・テレビ照明協会】、【協同組合日本映画・テレビ録音協会】、【協同組合日本映画・テレビ美術監督協会】、【協同組合日本映画・テレビ編集協会】、【協同組合日本映画・テレビスクリプター協会】及び【協同組合シナリオ作家協会】（以下八者を総称して「丙」という）と、【一般社団法人日本映画制作適正化機構】（以下「丁」という）とは、甲が製作、及び配給する実写映画の制作業務に関し、以下の通り定め、この協約（以下「本協約」という）を締結する。

第1条（目的）

- 1 甲、乙及び丙は協力して、実写映画の制作現場（以下「映画制作現場」という）における適正な現場環境を創出し、以て創造的で豊かな映画産業全体の発展につなげることを本協約の目的とする。
- 2 本協約における映画制作現場の適正化とは、既存の各種法令において適法であることを前提に、甲、乙及び丙があらかじめ明示的に合意をした条件に基づき、過剰・過密な就業状況を避け、安全な環境で、安心して映画制作に集中することができる状況が作られていることを指す。

第2条（認定制度の定義等）

- 1 「認定制度」とは、丁が運用する適正な映画制作現場を認定する制度を指す。
- 2 「第三者委員会」とは、丁が設置及び運営する外部有識者からなる会議体を指す。
- 3 「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）とは、甲、乙及び丙により合意された認定制度にかかる適正な取引や映画制作現場等の規定を定めるものを指す。
- 4 「認定基準」とは、認定制度の具体的な運用について、ガイドラインに基づき丁が作成する基準を指す。
- 5 「データベース」とは、丁が運用するスタッフの情報を登録するデータベースのシステムを指す。

第3条（ガイドラインの策定）

甲、乙及び丙は、ガイドラインを定め、認定制度に則って制作業務を行うことにより、第1条に定めた目的を達成することを確認する。

第4条（対象作品）

- 1 認定制度を利用することができる作品は、甲及び乙が関与する作品、又は本協約の内容に賛同したすべての作品とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、ドキュメンタリー、極めて芸術性の高い実験的な作品及び専ら教育を

目的として制作される作品を除く。

第5条（制作上の遵守事項）

甲及び乙は、認定制度を利用する場合、ガイドラインに定めた内容に従って映画制作現場における環境の管理を行わなければならない。

第6条（認定制度への申請）

- 1 甲が製作、制作又は配給する作品及び乙が制作を受託した作品は、2023年4月1日以降に撮影する第4条に定める対象作品に関して、特段の事由がない限り丁による認定制度に申請する。
- 2 甲及び乙は、何らかの事由により認定制度に申請しない場合には、すみやかにその旨を丙、丁及び製作委員会の参加企業などに対して事由とともに通知する。

第7条（調査への協力）

- 1 認定制度を利用する作品においては、丁の求めに応じて、甲、乙及び丙は可能な限り情報を開示し、丁及び第三者委員会による調査に協力する。
- 2 甲及び乙は、調査の結果を踏まえて丁及び第三者委員会による指導に従う。

第8条（映画製作者の責任）

甲は、自ら製作する実写映画の映画製作者（権利者）として、その制作過程に対しても管理責任を負っており、ガイドラインに則って適正に制作が進むよう取り組む。

第9条（協約の改定）

本協約は協約締結日より3年間有効とする。ただし、期間満了までに甲、乙又は丙より改訂の申し出がないときは、本協約と同一条件でさらに3年間継続し、以後も同様とする。なお、改訂の申し出がなされた場合、相手方は協議に対し誠実に対応する義務を負う。

第10条（民法第537条に基づく第三者のためにする契約）

- 1 本協約は、甲、乙及び丙の会員社でなくとも、民法第537条の規定により、第三者が本協約の趣旨に同意した場合（丁が運用するデータベースに登録することを含む）、本協約の内容が有効に作用する。
- 2 本協約は丁のウェブサイトなどで公開し、第三者が本協約の趣旨に同意することができるよう配慮する。

（以下余白）

以上、本協約の成立を証して本書 1 1 通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上各 1 通を保有する。

2023年3月29日

甲	一般社団法人日本映画製作者連盟	代表理事	島谷 能成
乙	協同組合日本映画製作者協会	代表理事	新藤 次郎
丙	協同組合日本映画監督協会	理事長	本木 克英
	協同組合日本映画撮影監督協会	代表理事	浜田 毅
	協同組合日本映画・テレビ照明協会	会長	望月 英樹
	協同組合日本映画・テレビ録音協会	理事長	志満 順一
	協同組合日本映画・テレビ美術監督協会	代表理事	竹内 公一
	協同組合日本映画・テレビ編集協会	理事長	只野 信也
	協同組合日本映画・テレビスクリプター協会	代表理事	山内 薫
	協同組合日本シナリオ作家協会	理事長	佐伯 俊道
丁	一般社団法人日本映画制作適正化機構	理事長	島谷 能成